

## はじめに



名古屋市では、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現を目標に、平成26年3月に「名古屋市障害者基本計画（第3次）」を策定し、障害のある方の自立及び社会参加の支援などに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。

この間、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正といった法整備や関係する制度改正が行われ、障害の有無により分け隔てられることのない社会環境の整備が進められてきました。そうした中、本市では障害福祉サービスの充実や障害者基幹相談支援センターの設置、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の制定など、様々な取り組みを進めてまいりました。

このたび策定した「名古屋市障害者基本計画（第4次）」では、障害のある方が生活していく上で受ける制限、いわゆる社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障害の社会モデルの考え方を踏まえ、市民のみならず協働してインクルーシブな社会の実現に取り組んでまいります。今後ともご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたりまして、熱心にご審議いただきました名古屋市障害者施策推進協議会及び専門部会の委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民のみなさま、関係団体のみなさまに心から感謝申し上げます。

平成31（2019）年3月

名古屋市長  
河村たかし



